

# 河川愛護作業の手引き

令和8年度 守山市道路河川課

## 1. 目的

河川環境美化を積極的に行う事により、河川を常に美しく保ち、正しく安全に利用し、河川愛護の思想を広めることを目的とする。

## 2. 実施期間

令和8年6月28日～令和8年7月31日

## 3. 対象河川

市内の一級河川、準用河川、普通河川を対象とする。

※ただし、河川以外の場所は助成金の対象になりません。（公園、神社等）

## 4. 実施作業

- (1) 河川敷に繁茂する雑草・障害竹木等の刈り取り、伐採及び塵埃・汚物・等の除去作業
- (2) 河川の維持修繕作業

なお、上記の作業において、土木重機（バックホウ等）を使用される場合は、実施計画書の使用土木重機名欄に記入して下さい。

## 5. 実施計画書と報告書の提出期限および提出先

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 実施計画書     | 令和8年5月29日(金)まで  |
| (2) 実施報告書・請求書 | 令和8年8月7日(金)まで   |
| (3) 提出先       | 建設部道路河川課 河川・維持係 |

- ・実施報告書には、作業実施状況写真（実施前・実施中・実施後）を必ず製本し添付して下さい。
- ・土木重機を使用された場合は、その重機使用中の写真と領収書を添付して下さい。
- ・自治会等で傷害保険にご加入されている場合は、写しを添付して下さい。

## 6. 支給品

配布開始日：令和8年6月10日（水）から

各地区会館でお受け取りください。

- (1) ブルーシート（限度1枚）
- (2) 草、つる草用 大型ビニール袋（限度70枚まで）
- (3) ヘドロ用土のう袋（限度30枚まで）草木等には使用しないでください
- (4) 破砕ゴミ用 黄色エフ（環境センター搬入時には不要です）

## 7. 廃棄物の処分

作業により発生した廃棄物については、下記のルールに従い仕分けていただき、環境センターに搬入していただくようお願い致します。

搬入をご担当される自治会の方が、搬入時に毎年仕分けに苦勞されていますので、ご理解とご協力をお願い致します。

### 【仕分けのルール】

#### 枝、木、竹

- 2m以内の長さに切断してください。
- 搬入場所が異なりますので、直径5cm未満と5cm以上に分けて搬入して下さい。
- 根は直接搬入に限り可とします。
- 石、土、砂、樹木等の異物の混入はしないでください。



#### 草、葉、つる草

- 2m以内の長さに切断してください。
- できる限り袋を使用せず搬入ください（パッカー車で搬入する場合は使用しないでください）。また、ブルーシートをかぶせる等で飛散防止をしてください。
- やむを得ず袋を使用される場合、できる限り袋に封をせず搬入してください。袋は透明または半透明のもののみ使用可能です（土のう袋、堆肥袋等の使用は禁止）。
- 石、土、砂、樹木等の異物の混入はしないでください。

#### 焼却ごみ、破碎ごみ、空きビン・カン等

- 持込む場合は、できる限り袋に入れてください。
- 持込は原則、「ポイ捨てごみ」のみを対象とします。
- 自治会内で処理する場合は、焼却ごみ、破碎ごみの収集日に美化清掃エフ（黄色）を付けて集積所に出してください。ただし、家庭系ごみ収集に影響を及ぼす可能性があるため、5袋程度での排出に限ります。なお、破碎ごみの収集は月1回ですのでご注意ください。
- プラスチック等、焼却ごみに該当するものと金属、ガラスびん等の破碎ごみに該当するものは、必ず分けて袋に入れてください。（搬入は一緒に構いません。）

土砂・ヘド

搬入場所は、笠原町（野洲川廃川敷地）です。

（5ページの位置図を参照ください。）

搬入時に、土のう袋から出していただきますので、可能であればブルーシートを敷いて車輻に直積みすることをお勧めします。

なお、例年ダンプに多くの土砂・ヘドロを積載することにより、道路にこぼれてしまう事例が発生しています。積載する土砂・ヘドロの量およびカーブや斜路の運転には十分ご注意ください。

8. 搬入受付日時について

実施期間中の日曜日に環境センターに搬入できる日は、下記の日程のみですのでご注意ください。

令和8年6月28日（日）・7月5日（日）※予備日7月12日（日）

搬入時間 午前8時30分から正午まで

9. 搬入に来られる方へ

- (1) 当日、環境センターの場内は一方通行になります。指導員の誘導に従ってください。
- (2) 搬入状況によっては、待ち時間が発生しますので、ご了承ください。
- (3) ごみの種類によって搬入していただく場所が異なりますので、できる限りごみの種類ごとに運搬する車両を分けて搬入してください。
- (4) 必ず2人以上でお越しいただき、各自治会で搬入物を降ろしてください  
ますようお願いいたします。毎年、搬入をご担当される自治会の方が、大変苦勞されていますので、可能な限り大人数で来ていただくようお願いいたします。
- (5) ダンプ車両の操作については各自治会にて行っていただきますので操作ができる方が搬入されるようお願いいたします。
- (6) 搬入車両内でのマスクの着用および車内の換気を徹底してください。
- (7) 草・樹木・焼却ごみ・破砕ごみ・ヘドロは分別し、混載による搬入は厳禁とします。必ず分別し混載のないようお願いいたします。
- (8) 環境センターへの搬入出時に計量を実施します。
- (9) 環境センターに搬入される際、搬入経路（別紙1）を確認し守ってください。
- (10) 家庭・事業所から排出されたごみについては、一切お受けできません。

## 10. けが等の事故について

**作業中のけが等は自治会保険等により対応して下さい。**

けが等の事故が発生した時は、道路河川課までご報告下さい。けが防止の為に、防護マスク・防護メガネ・防護服等を装着して作業にあたって下さい。

## 11. 助成金について

守山市河川愛護作業助成金交付要綱に基づき助成金を交付致します。

(1) 自治会均等割(15,000円/自治会)、参加世帯割(30円/世帯)

(2) 重機借上助成(上限40,000円)・・・領収書(写)が必要です。

(3) 運搬車両借上助成(上限4台 タンク 10,000円/台・  
軽ト 4,000円/台)

(4) 傷害保険助成(500円/自治会)・・・契約書(写)が必要です。

## 12. 報告書について

参加世帯数については、正確に把握願います。

なお、参加人数ではなく、**参加世帯数**ですので、注意して下さい。

## 13. 当日のお願い

### (1) 環境センターへ直接搬入の徹底について

家庭ごみ用の集積所に、作業により発生した草か樹木を排出される自治会が目立つようになり、家庭ごみの収集に支障をきたしております。

**作業により発生した草や樹木は集積所では回収できません。**必ず、環境センターへ直接搬入していただきますようお願いいたします。

ごみの搬入終了時には、**「〇〇自治会、これで終わりです」と係員に伝えてください。**

### (2) 搬入経路の徹底について

環境センターに搬入される際、道路に草・枝木が飛散し、一般通行者への影響が報告されておりますので、**搬入ルートの遵守と交差点での徐行等、飛散防止にご協力賜りますようお願い申し上げます。**特に、ヘドロの搬入時は、荷台にブルーシートを敷くなどして、車外への漏れ等がないようにしてください

### (3) 消火栓の使用禁止

側溝等の清掃において、**消火栓は絶対に使用しないで下さい。**近隣の水道水がにごる原因となります。

### (4) 車両許可書について

ごみ運搬用の車両については自治会で用意をお願いします。搬入の際は、道路河川課発行の**車両許可証に自治会名等を記入し、必ず車両前面左側の見やすい箇所に貼付してください。**

14. 案内図（位置図は別紙2を参照ください）



※搬入までの道中に土砂・ヘドロをこぼさないよう、積載量およびカーブ・斜路の運転には十分ご注意ください。

15. お問い合わせ

守山市役所 道路河川課 河川・維持係

電話 077-582-1157 FAX 077-582-6947